

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神栖市農業委員会会長 殿

譲受人 氏名 神栖一郎

譲渡人 氏名 神栖次郎

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1.当事者の住所等								
当事者の別	氏名			住所			職業	
譲受人	神栖一郎			神栖市溝口〇〇番地			会社員	
譲渡人	神栖次郎			神栖市溝口〇〇番地			農業	
2.土地の所在、地番、地目、面積及び所有者並びに耕作（利用）者の氏名、住所								
土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	土地の所有者		耕作（利用）者	
		登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
溝口字宮前	〇〇番	畑	畑	700	神栖次郎	溝口〇〇番地	神栖次郎	溝口〇〇番地
計 筆 700 ㎡（田 筆 ㎡、畑 1 筆 700 ㎡、採草放牧地 筆 ㎡）								
3.権利を設定、移転しようとする契約の内容								
権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他	
所有権	設定 ・ 移転		令和〇〇年〇〇月〇〇日		永久		売買 贈与 交換	
4.転用計画								
転用の目的	自己住宅			開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当第 号				
転用の時期	工事着工時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日						
	工事完了時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日						
転用の目的に係る事業又は施設の概要	木造2階建 1棟							
5.転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要								
転用することにより付近の土地・作物等に被害を及ぼす恐れはありません。 また、粉じん・煤煙・騒音等の発生の恐れはありません。 汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、水路に放流します。雨水は、水路に放流します。								
6.添付書類、その他の参考となるべき事項								
(1)土地の位置を示す図面 (2)土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） (3)登記名義人と届出者が異なる場合は真正な権利者であることを証する書面 (4)届出の農地が賃貸借の目的となっている場合には当該賃貸借が解約されたことを証する書面等 (5)都市計画法第29条の許可を要する場合には、その許可を受けたことを証する書面								